

丸森町除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

u003c/pu003e

変 更 後 （案） <第3版>	変 更 前 <第2版>																								
3. 除染等の措置等<u>を実施する対象及び</u>の実施者 除染等の措置等は、本計画の対象となる町内全域において、除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が実施するものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>除染対象</th><th>実施者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校</td><td>町・県 ※1</td></tr> <tr> <td>計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園</td><td>町・県・国</td></tr> <tr> <td>道路（通学路・側溝等含む）</td><td>町・県・国</td></tr> <tr> <td>民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）</td><td>町・所有者等 ※2</td></tr> <tr> <td>農地・牧草地・森林・河川</td><td>町・県・国・所有者 ※3</td></tr> </tbody> </table> ※1 県立学校は、県が除染等の措置等を実施します。私立小学校は、施設管理者と協議の上、町が除染等の措置等を実施します。その場合、簡易的な除染については、施設管理者のご協力をいただきます。 ※2 町が主体となり、所有者・居住者の協力により、除染等の措置等を実施することとします。また、自治会等による除染活動に対しては、町が線量低減化地域活動支援事業により支援いたします。 ※3 実施について、国、県、所有者と協議し定めることとし、所有者からは実施に当たりご協力をいただきます。	除染対象	実施者	計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校	町・県 ※1	計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園	町・県・国	道路（通学路・側溝等含む）	町・県・国	民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）	町・所有者等 ※2	農地・牧草地・森林・河川	町・県・国・所有者 ※3	3. 除染等の措置等_____の実施者 除染_____は、本計画の対象となる町内全域において、除染実施計画の対象となる区域内の以下の除染対象ごとに、以下の実施者が実施するものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>除染対象</th><th>実施者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校</td><td>町・県 ※1</td></tr> <tr> <td>計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園</td><td>町・県・国</td></tr> <tr> <td>道路（通学路・側溝等含む）</td><td>町・県・国</td></tr> <tr> <td>民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）</td><td>町・所有者等 ※2</td></tr> <tr> <td>農地・牧草地・森林・河川</td><td>町・県・国・所有者 ※3</td></tr> </tbody> </table> ※1 県立学校は、県が除染_____を実施します。私立小学校は、施設管理者と協議の上、町が除染_____を実施します。その場合、簡易的な除染については、施設管理者のご協力をいただきます。 ※2 町が主体となり、所有者・居住者の協力により、除染_____を実施することとします。また、自治会等による除染活動に対しては、町が線量低減化地域活動支援事業により支援いたします。 ※3 実施について、国、県、所有者と協議し定めることとし、所有者からは実施に当たりご協力をいただきます。	除染対象	実施者	計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校	町・県 ※1	計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園	町・県・国	道路（通学路・側溝等含む）	町・県・国	民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）	町・所有者等 ※2	農地・牧草地・森林・河川	町・県・国・所有者 ※3
除染対象	実施者																								
計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校	町・県 ※1																								
計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園	町・県・国																								
道路（通学路・側溝等含む）	町・県・国																								
民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）	町・所有者等 ※2																								
農地・牧草地・森林・河川	町・県・国・所有者 ※3																								
除染対象	実施者																								
計画対象区域内のすべての小中学校・保育所・児童館・高等学校	町・県 ※1																								
計画対象区域内の公共施設・公園・児童遊園	町・県・国																								
道路（通学路・側溝等含む）	町・県・国																								
民有地（戸建て住宅・集合住宅・商業施設・工場）	町・所有者等 ※2																								
農地・牧草地・森林・河川	町・県・国・所有者 ※3																								

5. <u>除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項</u> (1) <u>除去土壌等の保管</u> 除染に伴って生ずる<u>土壌等</u>については、<u>地区単位あるいは集落単位ごとに収集し、各々設置した仮置場に運搬・保管します。仮置場が確保されるまでは、除染した現場内での一時保管を原則とします。</u> (2) <u>仮置場の管理等</u> 仮置場は、「<u>除去土壌の保管に関するガイドライン(平成25年5月第2版(平成30年3月追補))</u>」に基づき適切な施設の設置、安全管理を行います。 (3) <u>除去土壌等の処分</u> <u>除去土壌は、処分基準及び「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」に沿って処分します。</u> <u>また、除染廃棄物は、関係法令及び関係ガイドラインに基づき処分します。</u> 6. その他 本除染実施計画は、<u>除染関係ガイドライン(平成25年5月第2版(平成30年3月追補))</u>や福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に<u>係るガイドラインの見直し</u>などに合わせて適宜改正を行います。 また、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施し、広報紙やホームページで随時公表していきます。	5. <u>除染土壌等の処理</u> (1) <u>除染土壌等の処理方針</u> 除染に伴って生ずる<u>土砂等</u>については、<u>地区単位或いは集落単位に決めた</u>仮置場に運搬・保管します。仮置場が確保されるまでは、除染した現場内での一時保管を原則とします。 (2) <u>仮置場の管理等</u> 仮置場は、「<u>除去土壌の保管に関するガイドライン</u>」に基づき適切な施設の設置、安全管理を行います。 略 6. その他 本除染実施計画は、<u>除染関係ガイドライン(平成23年12月第1版)</u> <u>見直し</u>などに合わせて適宜改正を行います。 また、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施し、広報紙やホームページで随時公表していきます。
--	---

変更理由

変更箇所	変更理由
3. 除染等の措置等を実施する対象及びの実施者	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物資による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第 58 条の 3 に基づき、除去土壌等の処分を実施する上で、除染等の措置等を実施する実施者及び対象を明確に位置づけるため。
6. 除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	同特別措置法施行規則に第 58 条の 3 が追加されたことから、除去土壌等の収集、運搬、保管及び処分について、「福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドライン」を記載すると共に「処分基準」を追記し、明文化するため。